

記入の仕方 ※記入の際に必ず目を通してください。

南丹市園部町小坂町 4 番地

南丹 太郎 様

100-10000000

南丹市長 西 村 良 平



調整給付金 (※) 支給確認書

※ 調整給付金とは、令和 6 年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない（定額減税可能額が、令和 6 年分の推計所得税額又は令和 6 年度分の個人住民税所得割額を上回る）方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として 1 万円単位で切り上げて算定した額を支給するものです。

令和 6 年の所得税（推計）及び令和 6 年度の住民税
おり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、**令和 6 年 10 月 31 日**ま
の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

内容を確認し、異議なければ下段の
確認欄に記入してください。

(1) 調整給付金の支給額及び算出式

所得税	定額減税可能額 (3 万円×(本人+扶養親族数))	令和 6 年分推計 所得税額	控除不足額 (①)
	≪AR 列≫ 円	≪AP 列≫ 円	≪AS 列≫ 円 (< 0 の場合は 0)
住民税 所得割	定額減税可能額 (1 万円×(本人+扶養親族数))	令和 6 年度分 住民税所得割額	控除不足額 (②)
	≪AN 列≫ 円	≪AL 列≫ 円	≪AO 列≫ 円 (< 0 の場合は 0)
調整給付金	所得税分の 控除不足額 (①)	住民税所得割分の 控除不足額 (②)	控除不足額 計 (③) (①+②)
	≪AS 列≫ 円	≪AO 列≫ 円	≪AT 列≫ 円
			調整給付金支給額 (上記③を 1 万円単位に切上げ)
			≪AU 列≫ 円

注)「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16 歳未満の扶養親族を含みます。

※ 「令和 6 年分推計所得税額」欄の数値は、現時点で入手可能な令和 5 年所得等を基にした推計額を記載しており、**令和 6 年分所得税額が判明した際に給付金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和 7 年以降に追加給付予定**です。

※ **令和 6 年中に南丹市外に転出される方又は転出された方は**、本確認書が、追加給付に際して必要となることがあるため、**写し（コピー）を取って大切に保管してください。**

※ 各数値について重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類（源泉徴収票、確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書等）の写し（コピー）を添えて返送期限までに提出してください。

※ **上記の返送期限までに返送がない場合は、**

ご本人または代理人が記入してください。

※ 本給付金を受給しない場合は、下記のチェック欄 (□) に✓を入れてください。

【 □ 私は給付金を受給しません 】

上記記載内容に異議ありません。

※ 意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

氏名		確認日	令和	年	月	日	連絡先電話番号	
----	--	-----	----	---	---	---	---------	--

裏面も必ずご確認ください

(2) 給付金の振込先口座

いずれか1つのチェック欄(□)に✓を入れてください。

- ☐ ① マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)
※ マイナポータル等から公金受取口座を登録している必要があります。
- ☐ ② 次の現に使用している申請者名義の口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)
☐ 水道料引落口座 ☐ 住民税等の引落口座 ☐ 児童手当等の受給口座
(希望する場合はいずれか1つをチェック)
※ この口座への振込を希望する場合、当該口座の確認について税部局等に照会することを承諾します。
- ☐ ③ 下記の口座への振込を希望します。
(通帳等の写しを2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付する必要があります。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)
			※右詰めでご記入ください	※通帳の表記に合わせてください
金融機関	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信託 7.信用金庫 4.信託銀行	本・支店 本・支所 出張所 1.普通		
③にチェックを入れた場合のみ、振込みを希望される口座情報を記入してください。				
			※右詰めでご記入ください	※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1	0		

(注) 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、南丹市役所総務課(0771-68-0000)までお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、下記の【代理確認・受給を行う場合】

代理確認・受給を行う場合は必ず記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	(フリガナ)	本人との関係	性別	代理人生年月日		代理人現住所
	代理人氏名			明治・大正・昭和・平成 年 月 日		
			男 ・ 女			電話 ()
上記の者を代理人と認め、調整給付金の				本人氏名		署名
確認・請求 受給 確認・請求及び受給				を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。		

提出書類

- ☐ 『調整給付金 支給確認書』
※ 必要事項をご記入ください。
☐ 氏名、確認日、連絡先電話番号(表面、最下段)
☐ 振込先口座(裏面、「(2) 給付金の振込先口座」を選択)
- ☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※ 確認者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 「(2) 給付金の振込先口座」で③をチェックした場合のみ添付してください。
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。
- ☆ 表面記載の各数値について重大な相違を認める場合のみ、給付額算出に必要な税額や扶養親族数がわかる下記書類の写し(コピー)を提出してください。
(必要な場合は)
☐ 『源泉徴収票や確定申告書、納税通知書、特別徴収税額通知書などの写し(コピー)』

※ 各欄の記入漏れ・チェック漏れや提出書類の不備はありませんか。(記入漏れ・チェック漏れや提出書類の不備がある場合は、提出書類を再提出する必要があります。)

「支給確認書」に加えて、本人確認書類の写しなどの提出が必要です。必ず、この欄の記載内容をご確認ください。